

平成 29 年度における主な指導事件

第 1 製造委託等

1 下請代金の支払遅延（第 4 条第 1 項第 2 号）

- LP ガスの製造を下請事業者に委託している A 社は、下請事業者に対し、下請事業者からの給付を受領した日から 60 日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日納品締切、翌々月 15 日支払」の支払制度を採っているため、支払遅延が生じていた。

2 下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）

- ① 肥料の製造を下請事業者に委託している B 社は、下請事業者との間で単価を引き下げる改定を行って新単価を決定したが、引下げ前の単価で発注したものについてまで新単価を遡って適用することにより、下請代金の額を減じていた。
- ② プライベート・ブランド商品の製造を下請事業者に委託している C 社は、自社の発注管理のためのシステム開発費及び発注情報の提供に要する費用として、下請事業者の責に帰すべき理由がないにもかかわらず、「EDI システム利用料」と称して、下請代金の額から一定額を減じていた。

3 返品（第 4 条第 1 項第 4 号）

- プライベート・ブランド商品の製造を下請事業者に委託している D 社は、受入検査合格後に、破損・毀損等があったことを理由に、当該商品を返品していた。

4 購入・利用強制（第 4 条第 1 項第 6 号）

- プライベート・ブランド商品の製造を下請事業者に委託している E 社（スーパーマーケット）は、土用の丑の日及びクリスマスの時期に、購買担当者を通じて、下請事業者に対し、自社の販売するうなぎ及びクリスマスケーキを購入させていた。

5 不当な経済上の利益の提供要請（第 4 条第 2 項第 3 号）

- 自社ブランドの飲料水の製造を下請事業者に委託している F 社は、下請事業者に対し、当該製品を海外へ輸出する際に必要となる検査用サンプルを無償で提供させていた。

第2 役務委託等

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 冠婚葬祭用の写真撮影及びメッセージビデオ撮影を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者の役務の提供を受けた日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日締切、翌々月12日支払」の支払制度を採っているため、支払遅延が生じていた。
- ② 樹木の伐採を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 買ったたき（第4条第1項第5号）

- ① 運送業務を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者に対し、配送便の削減又は集約を実施したことを理由に従来の価格から一定額を引き下げて下請代金の額を定めていたが、配送コースの見直しなどの委託内容の変更があったにもかかわらず、下請代金の額を見直さなかった。
- ② 運送業務を下請事業者に委託しているJ社は、多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせた単価を、少量しか発注しない場合にも用いて下請代金の額を定めていた。